

○自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面（昭和五十八年運輸省告示第三百三十一号）

改 正 案

現 行

第一条 (略)

第一条 (略)

自動車の種類	自動車の種類 (略)	ガソリン又は液化石油ガスを燃焼するもの	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)	(略)	車両総重量	走行キロ数	走行条件
							二四、〇〇〇 キロメートル

自動車の種類	自動車の種類 (略)	ガソリン又は液化石油ガスを燃焼するもの	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)	(略)	車両総重量	走行キロ数	走行条件
							一一、〇〇〇 キロメートル

附則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)であつて道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示を改正する告示(平成十七年国土交通省告示第九百十号)による改正後の道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)第二十八条第八十六項の規定の適用を受けるものについては、改正後の自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面(昭和五十八年運輸省告示第三百三十一号)第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。